

質 疑・回 答 書

平成23年7月13日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

送付担当者

電話番号

件 名 (仮称)若松第3住宅基本設計業務

	質 疑 事 項	回 答
1	公示 3.入札に参加する者に必要な資格要件 内「配置予定現場代理人-同社雇用関係があること。」「配置予定技術者-同社にて雇用関係があること・1級建築士であること」の記載であるが、富田林市設計業務委託仕様書内「II.業務仕様 2.現場代理人の資格要件— 一級建築士」と記載内容に食い違いがありますが、配置予定現場代理人及び配置予定技術者の参加要件はどちらも一級建築士が必要と考えるのでしょうか。	配置予定現場代理人及び配置予定技術者の両者において1級建築士であることが必要です。なお、両者において兼任することは可能です。
2	参加要件の「市又は他の官公庁における過去10年間の同内容で且つ予定価格の半額以上の実績」とは基本設計のみの契約と考えるのでしょうか。実績として基本計画+実施設計+各種申請業務(開発含む)の実績でも参加要件は満たされるのですか。	参加要件で、同内容の実績(主たる業種)とは公営住宅の基本設計業務です。店舗については、官公庁以外の実績でも可能です。実施設計業務等の中に基本設計が含まれている場合の基本設計業務相当額も有効です。
3	富田林市設計業務委託仕様書 III.(3)現地調査「業務を遂行…予定敷地周辺の測量(面積・高低)を行い、図化する。」とありますが 測量はどの程度の精度の測量を示すのでしょうか。	測量は、敷地調査共通仕様書(平成11年版)による精度とします。
4	富田林市設計業務委託仕様書 III.(6)その他 「……協議書作成を別途業務発注することから、開発許可等に対して、本住宅に関わる図書等の提供及び別途業務発注受託者と調整を行う」は 具体的にどこまでの図面等の提供が必要かご指示願います	都市計画法第29条開発許可・同法第32条協議及び富田林市開発指導要綱協議等の協議書を作成するための図面等になります。具体的には、配置図・平面図・立面図・外構図・造成計画図・給排水計画図の提供が必要です。
5	当該敷地2箇所の敷地境界線、道路幅員、接道距離等は確定済みと判断して宜しいですか。又、その測量図(平面・高低測量・真北測量等)は貸与していただけますか。測量図が無い場合、設計を進めるにあたり必要な測量は別途業務と判断して宜しいですか。	住宅敷地において、一部境界が未確定の部分が有りますが、敷地設定には影響がないと考えています。測量図は、1/500地形図を貸与できますが、設計を進めるにあたり必要な測量は本業務に含みます。
6	透視図の作成は本業務外と考えて宜しいですか。	宜しいです。